

一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

松向字石沢一〇五一に隣接する字昆沙免の道路、水路である国有地の全部

松向字杉の木平八三三の八、八三四及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

松向字昆沙免八五四及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

松向字石沢一〇五一の一部、一〇五八の一部、一〇五九の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

松向字水草一二四八の一部、一二四九の一部、一二五二の一部、一二五二の五、一二五二の五五

松向字新井松向一一六の一部、一一六から一一八までの各一部、一一七から一一九までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに字水草一二四八に隣接する字新井松向の水路である国有地の全部

松向字水草一二三三、一二三四、一二三三の区域に隣接する水路である国有地の全部

松向字胡桃ノ久保一三八三の一〇六、一三八三の一〇七

松向字神田尻一六一四、一六一五の一部、一六二八の一部、一六二九の一部、一六三三の一部、一六三四の一部、一六三九の一部、一六四〇の一部、一六四一の一部、一六四二の一部、一六四三の一部、一六四四及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

松向字廣面一六五八の二、一六六一の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

松向字柳沢一五二の四、一五三九の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに一五一六の三に隣

松向字新井松向

松向字水草

松向字柳沢

松向字廣面

接する道路、水路である国有地の全部

松向字神田一一九八九の一、一一九八九の二、一一九八九の三、一一九八九の四、一一九八九の五、一一九八九の六、一一九八九の七、一一九八九の八、一一九八九の九、一一九八九の十及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに字神田一〇六四三の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部

松向字神田一八八八から一八九一までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに字神田一〇六四三の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部

松向字神田尻一六四三の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部

、松向字廣面一七〇一、一七〇二、一七〇三、一七〇四、一七〇五、一七〇六、一七〇七、一七〇八、一七〇九、一七一〇、一七一〇の一部、一七一〇の二、一七一〇の三、一七一〇の四、一七一〇の五、一七一〇の六、一七一〇の七、一七一〇の八、一七一〇の九、一七一〇の十、一七一〇の十一、一七一〇の十二、一七一〇の十三、一七一〇の十四、一七一〇の十五、一七一〇の十六、一七一〇の十七、一七一〇の十八、一七一〇の十九、一七一〇の二十及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

松向字村ノ内

松向字神田

訓令

山梨県訓令甲第九号

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年七月二十九日

山梨県知事

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十二年山梨県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総合行政ネットワーク（地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続した情報

本
出 先 機 関
野 天 野 建

通信ネットワークをいう。)の電子文書交換システム(以下「電子文書交換システム」という。)により交換される文書を受信した場合は、私学文書課長が別に定めるところにより、速やかに処理するものとする。

第三十二条の見出し中「押印」を「押印等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 電子文書交換システムにより施行する文書には、公印の押印に代え、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名を付さなければならぬ。

5 電子文書交換システムにより施行する文書は、私学文書課長が別に定めるところにより、処理するものとする。

附則
この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

特定計量器の定期検査の実施
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、平成十四年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十四年七月二十九日

山梨県知事 天 野 建

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	区域
非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五十九条又は第二号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり	平成十四年九月二日	午前十時半から午後三時まで	小淵沢町商工会館	小淵沢町
	平成十四年九月三日	同	高根町農村環境改善センター	高根町
	平成十四年九月四日	同	同	同
	平成十四年九月五日	同	長坂町農村環境改善センター	長坂町
	平成十四年九月九日	同	大泉村役場	大泉村
	平成十四年九月十日	同	白州町農村婦人の家	白州町

平成十四年九月十一日	同	武川村民会館	武川村
平成十四年九月十二日	同	明野村総合会館	明野村
平成十四年九月十七日	同	須玉町健康センター	須玉町
平成十四年九月十八日	同	同	同
平成十四年九月十九日	同	双葉町町民会館	双葉町
平成十四年九月二十日	同	秋山村中央公民館	秋山村
平成十四年九月二十一日	同	道志村中央公民館	道志村
平成十四年九月二十三日	同	山中湖村役場	山中湖村
平成十四年九月二十七日	同	鳴沢村役場	鳴沢村
平成十四年十月二日	同	西桂町YLO会館	西桂町
平成十四年十月三日	同	鳴沢村役場	鳴沢村
平成十四年十月七日	同	勝山村役場	勝山村
平成十四年十月八日	同	河口湖町民ふれあいセンター	河口湖町
平成十四年十月九日	同	同	同
平成十四年十月十日	同	足和田村役場	足和田村
平成十四年十月十五日	同	本栖公民館	上九一色村
平成十四年十月十六日	午前十時から正午まで	上九一色村役場	同
平成十四年十月十七日	同	三珠町総合福祉センター	三珠町
平成十四年十月二十一日	午前十時半から午後三時まで	市川大門町民体育館	市川大門町

皮革面積計									
平成十四年十月二十 九日から平成十五年 三月三十一日まで (県の休日を除く。)	平成十四年十月二十 九日から平成十五年 三月三十一日まで (県の休日を除く。)	午後九時から 午後四時まで	午後九時から 午後四時まで	同	同	同	同	同	で
当 す る 場 合 に 限 る	山梨県計量検査所 (平成十四年十月 二十八日までの検 査を行なつた検 査に限る。)	特定計量器の所在 場所(特定計量器 検査規程)による 平成十五年通商 省令第七十号(第 三十九条第一項各 号)のいずれかに 該当する	山梨県計量検査所 (平成十四年十月 二十八日までの検 査を行なつた検 査に限る。)	六郷町民会館	下部町開発センタ	下部町働く婦人の 家	同	同	
全 域	甲府市を 除く県下			六郷町	同	下部町	同		
				を今期検査 を実施する 町村の区域					

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番